

岡山県高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」(令和6年2月19日障障発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長、障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長)(以下「国要綱」という。)の規定に基づき、岡山県又は岡山県が委託する団体等が行う高次脳機能障害支援養成研修について定め、高次脳機能障害の特性に応じた支援を実施できる支援者を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、岡山県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 研修の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者
- (2) 県内に所在する医療機関や行政機関の職員等、研修の実施主体が認める者

(研修内容)

第4条 研修の課程は次のとおりとする。

- (1) 基礎研修
 - (2) 実践研修
- 2 前項に定める研修の標準的なカリキュラムは、国要綱の規定のとおりとする。なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。
- 3 実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とする。

(研修テキスト)

第5条 研修のテキストについては、前条第2項のカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

(修了証書の交付等)

第6条 知事は、基礎研修及び実践研修の両課程を修了した者に対して、氏名、生年月日、修了年月日を記載した修了証書(別記様式)を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理する。

(その他)

第7条 基礎研修及び実践研修の両課程を修了した場合のみ、高次脳機能障害(者)支援体制加算の算定要件を満たすものとする。

- 2 国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「高次脳機能障害支援養成研修(指導者研修)」及び当該研修と同等の内容の研修を修了した者は、研修を修了した者とみなすものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。